

(様式第2号)

パブリックコメント実施結果

件名 宍粟市公共施設等総合管理計画改定案

担当課 市長公室 地域創生課

意見の募集期間 令和4年2月10日から令和4年3月11日まで

意見提出者数 1人(電子メール)

意見提出件数 1件

意見の概要と市の考え方

反映区分

A：計画等に反映させるもの	0件
B：計画等に反映済みのもの	0件
C：今後の参考とするもの	0件
D：計画等に反映できないもの	1件
E：その他の感想や質問など	0件

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1	<p data-bbox="203 220 568 256">第6章 基本理念と基本方針</p> <p data-bbox="203 268 819 304">第7章 公共施設・インフラ資産分類別の方向性</p> <p data-bbox="203 320 1077 400">宍粟防災センターの役割・位置付けと効率的な運用について提案します。</p> <p data-bbox="203 416 1077 544">第7章に記載されているように、防災センターは消防防災施設としての役割・位置付けになっていると思いますが、現在、防災センターはどの程度、消防防災施設としての機能を果たしているのでしょうか。</p> <p data-bbox="203 560 1077 783">避難所としては山崎西中学校区にある5つの避難所のうちの1つであり、高い耐震性や災害時の備蓄があることを除いては、消防防災に関する行政組織は入っておらず、その機能は本庁舎が担っています。したがって、「基本方針3 個別整備計画の策定」に記載された「施設の役割・位置付け」が明確であるとは考えづらいのが現状です。</p> <p data-bbox="203 799 1077 1262">また、「基本方針5 市民の生活を豊かにする施設整備」に記載された「点在する施設の複合化・集約化」や「新たな市民間交流・活動や賑わいの創出」、「企業の参入による利便性の向上」などを考慮すれば、防災センターの役割・位置付けについては再検討の必要があるのではないかと考えます。例えば、観光協会や商工会など行政以外の公的な組織の事務所としての利用等、市民の利便性に配慮した効率的な運用を考えた場合、「観光」などのイメージからはマイナスともなりかねない「防災」を施設名から外すことも検討する必要があります。そのためは、施設の役割・位置付けの変更もできるようにしておくことが必要です。</p> <p data-bbox="203 1278 1077 1406">今回この改定案において「消防防災施設」からの記載変更を行うことは難しいと考えますが、防災センターの役割・位置付けの見直しは、今後、施策としてご検討いただきたく思います。</p>	<p data-bbox="1111 220 1966 639">宍粟防災センターは、「防災に関する教育、訓練等を通じ、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の対策活動の拠点施設として、並びに市民の多様なコミュニティ活動の促進及び高齢者福祉の増進に資するため」の施設として条例に基づき設置されており、平時の際は、主に貸館業務や防災に関する展示、学習施設として機能していますが、活断層である山崎断層が走る宍粟市においては、地震に耐えられる免振装置を備え、食料品や飲料品、また、防災用品等を備蓄する宍粟防災センターは、災害対策活動の拠点施設として重要な役割を担う施設です。</p> <p data-bbox="1111 655 1966 975">ご意見では、宍粟防災センターの役割・位置付けについて再検討が必要ではとの観点から、今後、施設の役割・位置付け（分類）の変更を可能とする措置がとれるよう、あらかじめ文言を追記しておくべきではとのご提案ですが、公共施設等総合管理計画は、公共施設やインフラ資産の現状を踏まえる中で、整備に関する基本方針を定める計画でありますので、施設の現状、あり方（役割や位置付け）に変更が生じる場合には、必然的にその分類も見直すことになります。</p> <p data-bbox="1111 991 1966 1166">また、宍粟市では、公共施設等総合管理計画を適正に執行していくため、それぞれ公共施設について個別の整備計画を別途策定し、施設の維持管理、更新等に係る優先順位の考え方や対策内容等を整理しています。</p> <p data-bbox="1111 1182 1966 1406">この個別計画は毎年見直しを行っており、ご意見いただきました施設の役割・位置付けの視点は、基本方針4でお示しする「計画はPDCAサイクルを活用した進行管理により、継続的な計画の推進と改善を図ります」の中に含まれるものと考えますので、常に意識を持ちながら、公共施設等の適切な管理運営に取り組んでいきます。</p>	D

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
	<p>つきましては、「基本方針3 個別整備計画の策定」か「基本方針5 市民の生活を豊かにする施設整備」のいずれかの項に、「施設の役割・位置付けの見直し」も「可能である」あるいは「必要である」という文言と、第7章の消防防災施設の「方向性」の欄に「また、施設の効率的な運用の観点から、用途変更も含めて検討します。」の文章の追加記載をご検討ください。</p>		